

議案第 八 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾五年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中

「五百円」を「七百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。